

地域子育て応援タウン

「地域子育て応援タウン」認定のための3要件

総合支援窓口

- 子育て支援に必要な情報をワンストップで提供する窓口を設置している。
- 窓口の相談員もしくは責任者が子育てマネジャー研修修了者である。
- 総合支援窓口の存在を住民に広報している。

地域子育て支援拠点

- 以下に該当する「地域子育て支援拠点」が概ね中学校区数以上ある。
 - ・「埼玉県地域子育て支援拠点事業費補助金交付要綱」の対象となる施設。
 - ・市町村がその運営費を負担している子育てサロン等であって、1日3時間以上かつ週3日以上開設しているもの。

市町村子育て支援ネットワーク

- 総合支援窓口には行政機関のほか、保育所、保健センターや子育てNPO、子育てサークルなどの民間団体の子育て支援情報が集約されるネットワークになっている。
- 日頃から総合支援窓口を含めたネットワークのメンバー同士が情報交換のしあえる関係になっている。
 - ※このネットワークは、既存の子どもに関する他のネットワークなどを活用した担当者レベルでの連絡体制であり、新たな会議や組織の設置は要しない。また、情報交換は日頃からメールなどによりできればよく、定期的な会議の実施などは必要ない。

申請

【地域子育て応援タウン】認定

- 認定証書の交付
- 認定を受けた市町村を県がPR（ホームページ・携帯電話サイトや記者発表）
- 市町村の広報紙や子育てガイドブックなどに「地域子育て応援タウン」である旨を表示できる。

